

三田市都市計画法施行条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第18条 省略 別表第1(第7条、第8条関係)		第1条～第18条 省略 別表第1(第7条、第8条関係)	
区分	建築物	区分	建築物
省略		省略	
16	現敷地にその隣接地を加えた土地(当該加えた土地にあつては、建築物の所有者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第1項第7号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限により同一の規模で建て替えると不適合となる建築物を当該制限に適合するよう従前と同一の用途及び同一の規模以下で行う建て替えに係る建築物で規則で定めるもの	16	現敷地にその隣接地を加えた土地(当該加えた土地にあつては、建築物の所有者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地に限る。)において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第1項第8号に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限により同一の規模で建て替えると不適合となる建築物を当該制限に適合するよう従前と同一の用途及び同一の規模以下で行う建て替えに係る建築物で規則で定めるもの
以下省略		以下省略	